

レタム後大連局長ヨリ逐條的説明ヲ為シタムル之
ニ對シ馬場五四三、北牧孝三等ヨリ處罰規定改
正ノ件、二重債銀別撤廃ノ件、豫備給付改正
ノ件等ノ回答要領ヲ得タリシニ、三箇單十人質問
アリタム外格別質問ヲナシテ同三時三十分會
見ヲ終リ代表者等ハ始テ各自協會本部ニ引揚
ケタムル前報ノ如ク中央委員會ヲ期々回答答ヲ
濱鐵シ今後ノ態度ヲ決定スル豫定ナリ
及 申 (通) 報 候 也

「別記」

嘆願事項に對する 回答書

各課 共通

(本文の終)

一、共済組合事業部管理權獲得の件
共済組合の事業部を同組合より分離して統消費組合と爲し組合費管理の下
に經營するは理想として可なりタモ資金の運用其他の事由に依り未だ其の時期
に非すと思料す

然ルモ前述の進展に伴ひ組合の組織に相当改善を加ふるは時宜に處するの措置
なりと認むるを以て健康保険組合の例を参照し従来の常務委員を理事に改め
選任及び選出の評議員に於て互選し組合長は選任による理事中より理事之を選
挙するることなすべし

二、變動率による賞典減免率改正の件
賞典は其の性質上一期間に於ける勤勉奨励の意味を以て支給するものなるが故
に變動に對し相當の減免を爲し且一期間中一定の出勤日數に達せざる者を除
外するは當然の措置に屬す而して運輸備欠に在りては其の一人の欠勤は業務の
遂行上多大の支障を來す場合數からざるに依り一般に比し欠勤減免率を重ん
びらむるは亦さむを得ざるの結果なり

三、處罰規程改正の件
罰の結果が賞典算給給料其他に對し同時に影響を及ぼすことは賞の場合に於ても同

A